

提出 2 部(許可まで 1 週間  
から 10 日間かかります)。

高崎市指令管理課第

この欄は記入不要です。

号

記入例

令和 年 月 日

(あて先) 高 崎 市 長

(代理者)実際に施工する方、又はこの申請書を代理で作成した方の住所、氏名、連絡先を記入して下さい。(担当名追記)  
※許可次第ご連絡します。

住 所 住 所 高崎市高松町 3 5 - 1  
申請者 氏 名 高崎 太郎  
T E L 0 2 7 - 3 2 1 - 1 1 1 1

住 所 高崎市高松町 1  
代理者 氏 名 ○○建設(株)  
T E L 0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 6 4  
担当、○○

## 自 費 工 事 承 認 申 請 書

下記のとおり自費をもって工事をしたいので、承認されるよう申請します。

- ☐ 道路法 24 条に基づく工事  
☐ 法定外公共物の改良工事

・道路法 24 条に基づく承認申請  
・法定外公共物の承認申請  
当てはまる項目にレ点を入れてください。

|                 |                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------|
| 1. 道路名          | 市道 A 1 2 3 号線 水路                                            |
| 2. 位 置          | 高崎市高松町 3 5 - 1 番地先                                          |
| 3. 目 的          | ・店舗の新築に伴う車両出入口変更のための歩道切り下げ                                  |
| 4. 工事期間         | 承認の日から 日間                                                   |
| 5. 工事概要         | 側溝・溝蓋・橋梁・歩道切下げ・ガードレール撤去<br>縁石撤去・その他 ( )<br>延長 6.0 m・幅 1.0 m |
| 6. 工事完了後の<br>処理 | 自費工事完成届を提出後、道路を構成する敷地及び工作物等<br>は無償で市に帰属する。                  |
| 7. 添付書類         | 位置図・公図・平面図・土地利用計画図・横断面図・縦断面図<br>構造図・正面図・同意書・現況写真            |

どの様な必要から施工  
するのかを具体的に記  
入して下さい。

本件施工については市係員の指示に従うとともに、工事完成後はその検査を受けます。

[補足説明]

○「添付書類」の欄は、添付した書類を○で囲む。(下図参照、○必須、△場合による、－不要)

|            | 位置<br>図 | 公図<br>(写)可 | 平面図<br>(計画図) | 横断<br>図 | 縦断<br>図 | 構造<br>図 | 正面<br>図 | 同意書                                      | 現況<br>写真 |
|------------|---------|------------|--------------|---------|---------|---------|---------|------------------------------------------|----------|
| 側溝新設等      | ○       | ○          | ○            | ○       | ○       | ○       | －       | 水利組合<br>水路・側溝等影響する場合は、<br>隣地影響する場合は、隣地の方 | ○        |
| 甲蓋設置       | ○       | △          | ○            | ○       | －       | ○       | －       |                                          | ○        |
| 歩道切下げ      | ○       | －          | ○            | ○       | －       | ○※1     | ○       |                                          | ○        |
| ガードレール撤去   | ○       | －          | ○            | －       | －       | △       | ○       |                                          | ○        |
| 縁石撤去(歩車道部) | ○       | －          | ○            | ○       | －       | －       | ○       |                                          | ○        |
| 〃 (境界部)    | ○       | ○          | ○            | ○       | －       | －       | ○       |                                          | ○        |
| 官地舗装       | ○       | ○          | ○            | ○       | ○       | ○※2     | －       |                                          | ○        |
| その他        | ○       | △          | ○            | △       | △       | △       | △       |                                          | ○        |

注) 車両出入口部分の構造については全て車両対応の製品等にする。

※1 一般住宅の舗装構成は、表層 4cm、上層路盤 7cm、下層路盤 15cm 以上とする。また、それ以外の構成は、表層 5cm、上層路盤 10cm、下層路盤 20cm 以上とする。その他については協議をする。

※2 管理課と要協議

○[水利組合一覧] ・長野堰 (請地町 13/027-322-2249) ・天狗岩堰 (前橋市新前橋町 14-40/027-251-4937)

・西部土地改良 (片岡町二丁目 23-12/027-327-2562) ・板鼻堰 (安中市安中一丁目 23-13/027-382-1118)

・十二堰 (箕郷町下芝 418-1/027-371-4393) ・中群馬土地改良 (前橋市総社町植野 498/027-253-2948)

・原郷堰 (中豊岡町 765/027-322-1466) ・春日松原土地改良 (中里見町 450/027-374-3496)

・南八幡堰 (木部町 185/027-346-5465) ・群馬中部土地改良 (箕郷町富岡 480/027-371-3554)